## 介護保険制度改正に伴う事業の実施について

(「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント (平成29年7月3日全国介護保険担当課長会議資料)」より)

## 〇地域包括ケアシステムの深化・推進(平成30年4月1日施行)

- (1)自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
  - ① 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定
  - ② 介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
  - ③ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設・財政的インセンティブの付与の 規定の整備
  - ④ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
  - ⑤ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及 させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
  - ⑥ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

## (2)医療・介護の連携の推進等

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設(介護医療院)を創設
  - ※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。 病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名 称を引き続き使用できることとする。
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

## (3)地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ① 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作りの努力義務化
- ② 福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ③ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- ④ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- ⑤ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し (障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする)

- 〇介護保険制度の持続可能性の確保(平成30年8月1日施行)
  - (1)2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする
    - ※月額44, 400円の負担の上限あり